

通所リハビリテーションあいやま 利用料金表(負担割合1割の場合)

平成27年4月改正

通所リハビリテーション(要介護の方)

※食費=別途640円/1食

サービス費	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	サービス内容
基本料金(9:45~16:15 6~8時間枠)		726	875	1,022	1,173	1,321	施設利用費+個別リハビリテーション費(20分) その他基本生活動作訓練や活動費等。
入浴加算		50円/回					入浴(シャワー浴)実施費です。入浴動作の訓練の一環として実施します。※入浴動作が安定又はご自宅の入浴環境が整った段階でご自宅の入浴へ移行します。
リハビリマネジメント加算(Ⅰ)		230円/月					お体の状態や在宅環境の変化を把握させて頂いた上でリハビリメニューを管理していく為のマネジメント費です。
リハビリマネジメント加算(Ⅱ)※6ヶ月まで		1,020円/月					通常のリハビリテーションの他、療法士による居宅訪問、あいやま医師からの身体に関する助言を行いながら細やかなアセスメントを実施の上、より在宅での生活に密接したリハビリテーションを提供致します。
リハビリマネジメント加算(Ⅱ)※6ヶ月~		700円/月					
短期集中リハビリテーション実施加算		110円/日 退院(所)又は認定日から3ヶ月以内					回復期に集中的なリハビリを受ける事が出来ます。個別リハビリテーション20分×2回/日
生活行為向上リハビリ実施加算※3ヶ月以内		2,000円/月(リハマネⅡ必須)					ご希望の細かい生活行為(調理・掃除・入浴や公共移動手段の利用等)一つ一つに焦点を当て、その動作の確立に向け活動面、機能面からのアプローチに基づいたプランニングを行います。基本的には3ヶ月ですがご希望に合わせて6ヶ月までの延長が可能です。
生活行為向上リハビリ実施加算※3~6ヶ月以内		1,000円/月(リハマネⅡ必須)					
サービス提供体制強化加算【Ⅱ】		6円/日					国の指定する人員配置に関する基準を満たしている場合に算定される加算です。あいやまの場合は勤続年数3年以上のスタッフの割合に対する評価で算定されます。
中重度ケア体制加算		20円/日					中重度以上のケアが必要な方の通所申し込みに対して積極的にお受け入れする努力をしているかが問われる加算です。特に昨年実績に基いたご利用者様の傾向及び看護師の配置で算定します。
介護職員処遇改善加算【Ⅰ】		サービス費合計×3.4%					介護職員の安定、定着へ向けた費用です。算定に対し、介護職員は沢山の研修等に参加し、質の向上にてお客様へ還元致します。

※ご希望に応じて栄養改善加算(150円/回)、口腔機能向上加算(150円/回)の算定が可能です。(⇒月2回限度)必要ある際にはお問い合わせ下さい。

## 通所リハビリテーションあいやま 利用料金表(負担割合1割の場合)

### 介護予防通所リハビリテーション(要支援の方)

サービス費		介護度	要支援1	要支援2	サービス内容
基本料金(時間による定義はありません)			1,812円/月	3,715円/月	施設利用費。介護予防ですのでサービス内容は自主トレーニング主体でいずれご自分でリハビリやストレッチ等が出来る環境作りに向けた支援を行います。
選択的サービス	運動機能向上加算	2~3種選択の場合は下記参照	225円		運動機能を向上する為の身体評価やメニュー自体の管理費となります。
	栄養改善加算		150円		低栄養状態のある方、あるいは低栄養状態のリスクがある方を対象に栄養管理メニューを検討します。
	口腔機能改善加算		150円		口腔機能の低下のリスクがある方を対象に口腔ケアの実施方法や実施状況、嚥下に関する指導やアドバイス等行います。
選択的サービス2種実施			480円		
選択的サービス3種実施			700円		
介護職員処遇改善加算【I】			サービス費合計×3.4%		介護職員の安定、定着へ向けた費用です。算定に対し、介護職員は沢山の研修等に参加し、質の向上にてお客様へ還元致します。

※食費＝別途640円/1食

※要支援の方の入浴に関しては基本的にサービスには含めておりません。担当のケアマネージャーと相談し、在宅での入浴が困難な状況が見られる場合に 動作訓練の目的で実施致しますが、動作や環境が整った段階で在宅での入浴に切り替えて行きます。